

令和元事業年度

事業報告書

独立行政法人水資源機構

目 次

1 法人の長によるメッセージ	2
2 法人の目的、業務内容	3
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	4
4 中期目標	5
(1) 水資源政策における基本理念、機構の役割	
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標等	
5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
6 中期計画及び年度計画	7
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	11
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	17
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9 業績の適正な評価の前提情報	19
10 業務の成果と使用した資源との対比	22
(1) 自己評価	
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11 予算と決算との対比	25
12 財務諸表	26
13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	29
14 内部統制の運用に関する情報	32
15 法人の基本情報	36
(1) 沿革	
(2) 設立に関する根拠法	
(3) 主務大臣	

(4) 組織体制	
(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
16 参考情報	41
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等の関係の説明	

令和元年度のトピックス

➤ 安全で良質な水の安定した供給（4水系における渇水対応）

➤ 洪水被害の防止・軽減

台風 19 号の接近に伴う洪水対応（下久保、草木ダム）

➤ 危機的状況への的確な対応

渇水時における給水支援活動（福岡県新宮町相島、小笠原村）

台風 15 号の影響による大規模停電時に排水支援（千葉県、横芝光町）

台風 19号の影響による排水支援（栃木県小山市、埼玉県行田市）

➤ 用水路等建設業務（成田用水改築事業の事業認可と着工）

➤ 海外調査等業務の適切な実施（海外インフラ展開法に係る取り組み）

➤ 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人水資源機構は、その前身である水資源開発公団の時代から、水の恵みを活かした心豊かな潤いのある国民生活を支えることを使命として、設立以来半世紀以上の長きにわたり、我が国の全人口の半分以上の方々の生活に関わる 7 水系で水資源の開発、管理を行ってまいりました。その開発水量は7水系全体の約80%におよび、約50の施設を管理し、首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏に水を安定的に供給するなど、我が国の国民生活、産業経済活動の基盤整備に寄与してまいりました。

平成15年10月、独立行政法人水資源機構となってからは、組織経営の重点は、水の統合管理となりました。コスト管理、自然環境保全、水質保全、危機管理態勢の整備、水源地域と水消費地域との架け橋に努め、お客様である利水者・ユーザーの皆様、ひいては国民の皆様のニーズに絶えず耳を傾ける組織運営に心がけてまいります。

私たちは水のプロ集団としての自負をもって、役職員一体となって、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念として、公共公益的の使命をより効率的な経営を目指しながら遂行してまいります。

昨今、地震や大洪水など異常気象が続いております。令和元年度においては、8月の佐賀県を中心とした豪雨災害や10月の台風19号など全国に激甚な災害が発生しました。台風19号では下久保ダムや草木ダムにおいて事前放流を伴う洪水調節操作を行い大きな効果をあげ、困難な状況を乗り越えることができました。災害支援の面においても埼玉県や栃木県などへの排水対策支援そして相島や小笠原村への給水対策支援を行いました。今後も機構の有する高度な技術を十二分に発揮し、社会に貢献していくことが使命と考えております。

本事業報告書が、業務実績報告書や環境報告書などとともに当法人の様々な活動についてご理解いただく一助となることを願っております。

独立行政法人 水資源機構
理事長

金尾健司

水がささえる豊かな社会



独立行政法人 水資源機構

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的(独立行政法人水資源機構法第4条)

当法人は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。

(2) 業務内容

当法人は、独立行政法人水資源機構法第4条の目的を達成するため以下の業務を行います。

① 水資源開発施設等の管理業務

ア 安全で良質な水の安定した供給

- ・安定した用水の供給等
- ・安全で良質な用水の供給

イ 洪水被害の防止・軽減

ウ 危機的状況への的確な対応

- ・機構施設の危機的状況への的確な対応
- ・特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)
- ・災害時等における他機関への支援

エ 施設機能の確保の向上

オ 海外調査等業務の適切な実施

② 建設業務

ア ダム等建設業務

- ・計画的で的確な施設の整備
- ・ダム再生の取組
- ・特定河川工事の代行(特定改築等工事に係るもの)

イ 用水路等建設業務

- ・計画的で的確な施設の整備

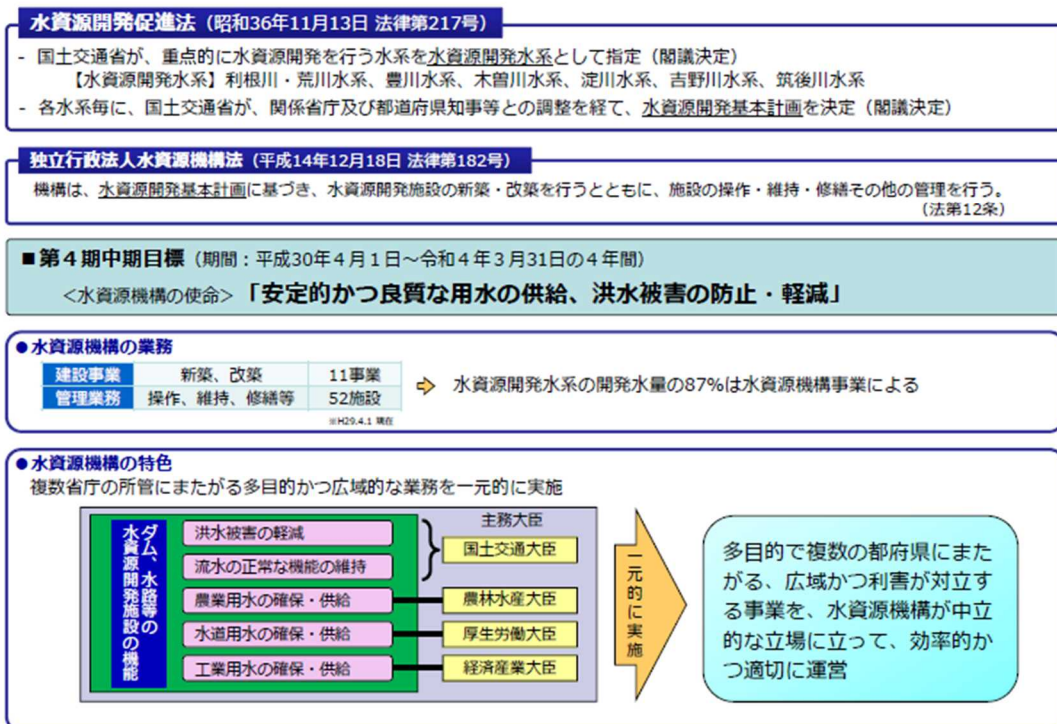
3 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

国の政策体系について、当法人との関係は、まず、利水面では、国土交通省における水資源の確保一般、厚生労働省における水道用水の確保、農林水産省における農業用水の確保、経済産業省における工業用水の確保、それぞれについて、当法人は実施の役割を担っていて、国土交通省の政策体系では「水資源の確保、水源地域活性化等の推進」、厚生労働省の政策体系では「安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保」、農林水産省の政策体系では「構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進」、経済産業省の政策体系では「産業施設の整備・活用等を通じた地域経済の活性化」の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて当法人の果たす役割が期待されています。

また、治水面では、国土交通省の政策体系で「水害の防止・減災の推進」の目標の達成に向けて、当法人が担う「特定施設(※)」の新築・改築・管理という役割が期待されています。

※特定施設とは、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム、河口堰などの施設です。(独立行政法人水資源機構法第2条第4項)

独立行政法人水資源機構 政策体系図



4 中期目標

(1) 水資源政策における基本理念、機構の役割(第4期中期目標(平成30年4月1日～令和4年3月31日))

近年、気候変動等の要因による渇水や洪水リスクの増大、水インフラの老朽化に伴う断水などの水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化しています。その現状を踏まえ、水資源開発促進法に基づき、国土審議会から平成27年3月に「今後の水資源政策のあり方について」が答申され、今後の水資源政策の基本理念としては、「安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと」とされ、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へのさらなる進化を図るべきであることが提言されました。それを受けて、平成29年5月に国土審議会から答申された「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」では、2つの基本理念「水供給を巡るリスクに対応するための計画」と「水供給の安定度を総合的に確保するための計画」、その基本理念を実現する方法論として、「既存施設の徹底活用」と「ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保」が提言されたところです。

このような状況を踏まえ、当法人には、主たる役割である水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施することが求められています。また、近年の社会経済状況等の変化を踏まえた国土審議会の提言を受けて、既存の施設の維持のみならず、水資源を巡るリスクに対応できるよう一層の機能の向上を図るなど、既存施設を最大限に有効活用していくことが第一に求められています。更に、水循環を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応していくため、実施中の施設整備を的確に行うことも含め、ハード対策とソフト対策の両面から施策の連携が図られ、水供給の全体システムとしての機能を確保していくことが求められています。

(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

当法人は、中期計画における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は以下のとおりです。

- i 水資源開発施設等の管理業務
- ii ダム等建設業務
- iii 用水路等建設業務

第4期中期目標については、こちらをご覧ください。

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

➤ 経営理念

「安全で良質な水を安定して安くお届けする」

当法人は、国民生活・経済にとって特に重要な水に携わる政策実施機関として、安全で良質な水を安定して安くお届けするとともに、洪水のはん濫被害から地域を守り、安全で豊かな社会づくりに貢献します。

気候変動による異常渇水・異常洪水の発生、地震等による大規模災害の発生、施設老朽化の進行など、近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、水のプロ集団の持つ技術力を活かして、的確に課題解決を図ります。

➤ 経営方針

- 機動的な組織運営・効率的な業務運営
- 徹底的なコスト縮減
- 計画的で的確な事業の実施・施設の管理
- 環境保全への配慮
- 危機管理
- 説明責任の向上
- 事業関連地域・関係機関との連携促進

➤ 倫理行動指針

1 法令の遵守

私たちは、法令や社会のルールを遵守することはもとより、公的な使命を自覚し、自らの良心に従い、自らを律し、自己研鑽に励み、常に誠実に行動します。

2 安全の確保

私たちは、あらゆる活動の局面において安全が極めて重要と考え、常にその確保に努めます。

3 水を利用される方々等との関係

私たちは、安全で良質な水を安定して安くお届けし、水を利用される方々をはじめ流域全体の皆様の期待と信頼に応えていきます。

4 環境の保全

私たちは、事業の実施にあたり、環境への負荷の少ない社会の構築や地球環境の保全に資することが当機構の社会的責務であるとの認識にたち、環境の保全のための取組を総合的に推進するとともに、職員一人ひとりが積極的に環境の保全に取り組みます。

5 社会への貢献

私たちは、地域社会において積極的に社会貢献活動を行うとともに、水に関する専門的知識と経験を活かして、国内はもとより世界の水問題の解決に向けた国際協力にも取り組んでまいります。

6 公正・透明性の確保

私たちは、常に公正かつ透明性が高く、競争性が確保された入札・契約の適正な実施に努めます。また、情報の積極的公開により、業務の透明性を高めるとともに、機構として得た情報については慎重かつ適切に取り扱います。

7 反社会的勢力等への対応

私たちは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体等には、毅然として対応します。

8 職場のあり方

私たちは、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、個人の人格、個性を尊重し、互いに協力して自主性と創造性を発揮し、やりがいの感じられる活気のある職場をつくります。

6 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当該事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

第4期中期計画については、こちらをご覧ください。

令和元年度の年度計画については、こちらをご覧ください。

第4期中期計画と主な指標等	令和元年度計画と主な指標等
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1-1 水資源開発施設等の管理業務	
1 安全で良質な水の安定した供給 53 施設について、施設管理規程に基づいた施設管理を行うことにより、24 時間 365 日安全で良質な水を安定して供給する。 ・各年度の補給日数割合：100% ・各年度の供給日数割合：100%	1 安全で良質な水の安定した供給 52 施設について、施設管理規程に基づいた施設管理を行うことにより、24 時間 365 日安全で良質な水を安定して供給する。 ・補給日数割合：100% ・供給日数割合：100%
2 洪水被害の防止・軽減 洪水被害の防止・軽減を図るため、治水機能を有するダム等施設において、的確な	2 洪水被害の防止・軽減 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等の施設によりの確な洪水調節等を実施す

<p>洪水調節等を実施するとともに、異常洪水に備えた対応を強化し、流域の安全を確保する。</p> <p>・各年度の洪水調節適正実施割合：100%</p>	<p>るとともに、河川管理者、関係地方公共団体と連携し、流域の安全を確保する。</p> <p>・洪水調節適正実施割合：100%</p>
<p>3 危機的状況への的確な対応</p> <p>危機管理体制の整備を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に対して的確に対応する。</p>	<p>3 危機的状況への的確な対応</p> <p>大規模地震発生時に水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう各種設備の充実を図る。また、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。</p>
<p>4 施設機能の確保と向上</p> <p>施設の老朽化対策、耐震対策等のための施設更新等に当たっては、水路等施設の機能診断調査やダム定期検査の結果を踏まえ、「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づく個別施設計画の見直しを図りつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る取組を推進する。併せて、個別施設の状態を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進する。</p> <p>また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。</p>	<p>4 施設機能の確保と向上</p> <p>施設の老朽化対策、耐震対策等のための施設更新等に当たっては、水路等施設の機能診断調査やダム定期検査の結果を踏まえ、「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づく個別施設計画の見直しを図りつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る取組を推進する。併せて、個別施設の状態を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進する。</p> <p>また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。</p>
<p>5 海外調査等業務の適切な実施</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する</p>	<p>5 海外調査等業務の適切な実施</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する</p>

<p>業務について、同法第 3 条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、総合水資源管理 (Integrated Water Resources Management) をはじめとした水資源の開発・利用に関する幅広い知見やノウハウを活かし、海外の水資源開発案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施し、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努める。</p>	<p>業務について、同法第 3 条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、総合水資源管理 (Integrated Water Resources Management) をはじめとした水資源の開発・利用に関する幅広い知見やノウハウを活かし、海外の水資源開発案件のニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施し、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努める。</p>
<p>1-2 水資源開発施設等の建設業務</p>	
<p>1 ダム等建設業務</p> <p>ダム等建設業務を着実に推進する。このうち、小石原川ダム建設事業については令和元年度に工事を完成させる。(定量目標)</p> <p>また、思川開発事業については令和 6 年度まで、川上ダム建設事業については令和 4 年度まで、早明浦ダム再生事業については令和 10 年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。</p>	<p>1 ダム等建設業務</p> <p>4 施設の新築事業及び 1 施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。</p>
<p>2 用水路等建設業務</p> <p>用水路等建設業務を着実に推進する。このうち、群馬用水緊急改築事業については平成 30 年度、房総導水路施設緊急改築事業及び木曾川右岸緊急改築事業については、令和 2 年度までに事業を完了させる。(定量目標)</p> <p>また、利根導水路大規模地震対策事業については、令和 5 年度まで、豊川用水二期事業については、令和 12 年度まで、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については、令和 4 年度まで、福岡導水施設地震対策事業については、令和 14 年度まで、成田用水施設改築事業については、令和 10 年度まで</p>	<p>2 用水路等建設業務</p> <p>7 施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。</p>

に事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。	
2. 業務運営の効率化に関する事項	
<p>1 業務運営の効率化</p> <p>機構の経営理念を実現するため、内部統制の基本方針や水資源機構アセットマネジメントシステムガイドラインに基づき、「4-1 内部統制の充実・強化」の取組と併せ、以下の取組を行うことにより、業務運営の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化等 ・調達合理化 ・ICT等の活用 	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>業務運営全体を通じて、以下の取組を実施することにより、効率的かつ経済的な業務の推進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機動的かつ適切な組織体制の構築 ②事業進捗を踏まえた組織体制の随時見直し ③事業費の縮減及び一般管理費の削減 ④職員の創意工夫を活かした業務改善
3. 財務内容の改善に関する事項	
1. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	
2. 短期借入金の限度額	
3. 不要財産の処分に関する計画	
4. 3に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画	
5. 剰余金の使途	
4. その他の事項	
1. 内部統制の充実・強化	
2. 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	
3. 機構の技術力を活かした支援等	
4. 広報・広聴活動の充実	
5. 地域への貢献等	
6. その他当該中期目標を達成するために必要な事項	

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1)ガバナンスの状況

① 主務大臣

	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務	国土交通大臣
2	特定施設の新築、改築、管理その他の業務	国土交通大臣
3	2以外の施設の新築、改築、管理その他の業務	厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣
4	特定河川工事に係る業務	国土交通大臣
5	海外調査等業務に関する事項	国土交通大臣

② ガバナンス体制図

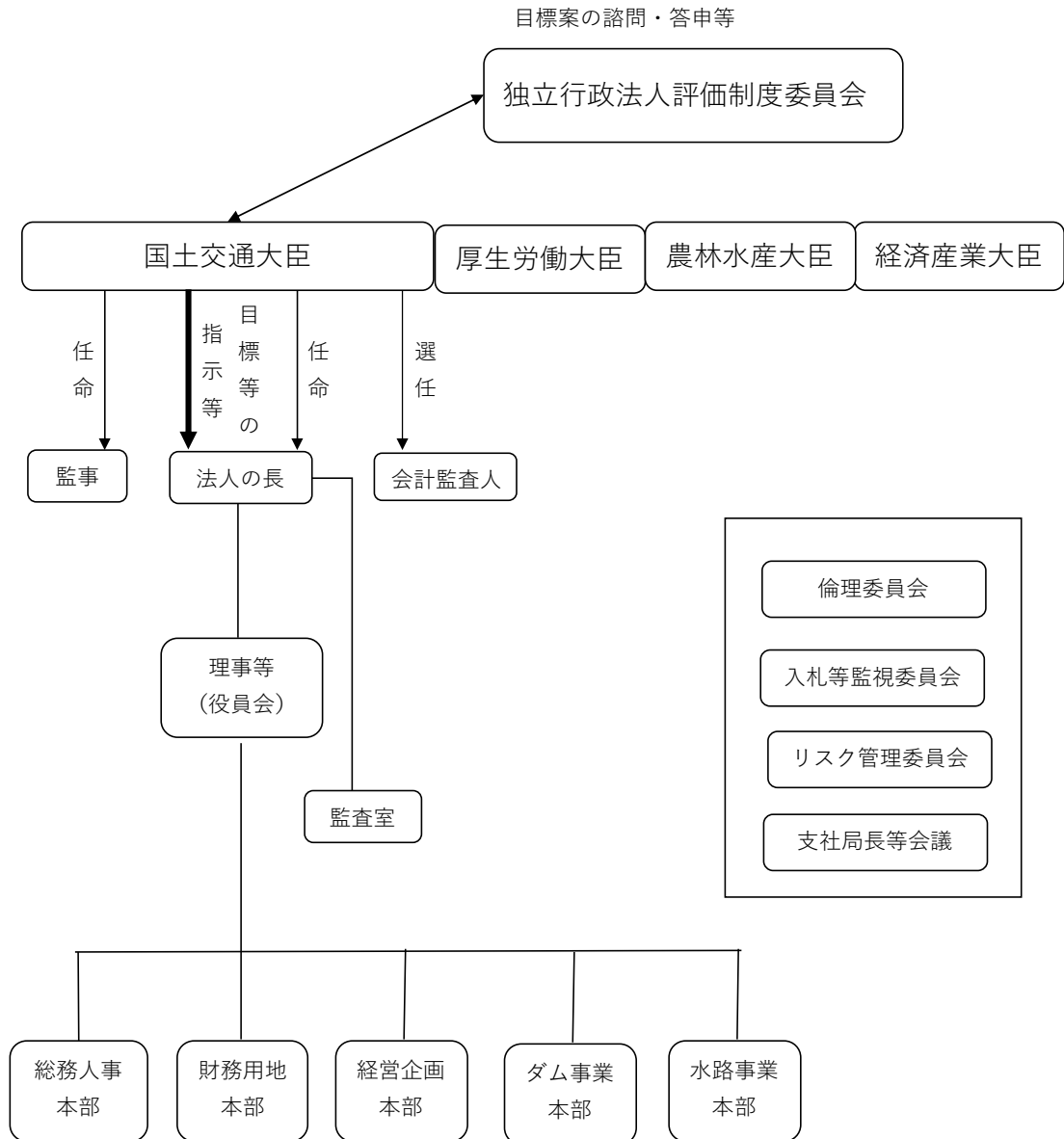
平成 25 年 12 月 24 日閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」や平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正を踏まえ、水資源機構では、下記のとおり、内部統制に係る体制整備を行ってきました。

- ▶ 内部統制の基本方針の制定(平成 25 年度)
- ▶ 内部監査体制の整備(平成 26 年度)
- ▶ 法令遵守担当理事の設置(平成 26 年度)

また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、倫理委員会など外部有識者からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しています。

内部統制システムの整備の詳細については、業務方法書をご覧ください。

＜水資源機構のガバナンス体制図＞



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和2年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	主要経歴
理事長	金尾 健司	自 平成30年4月1日 至 令和4年3月31日		(公財)リバーフロント研究所代表理事
副理事長	日置 秀彦	自 令和元年10月1日 至 令和5年9月30日		農林水産省農村振興局整備部付
理事	赤崎 暢彦	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	総務人事本部・法令遵守に関する業務	農林水産省大臣官房付
理事	小島 隆	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	財務用地本部	独立行政法人水資源機構財務部長
理事	三輪 準二	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	経営企画本部・総合技術センター（他の理事の所掌に属するものを除く。）	国土交通省大臣官房付
理事	柳川 晃	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	ダム事業本部・利根川水系及び荒川水系に係る事務（利根川水系及び荒川水系に存する特定施設の建設工事並びに管理及び災害復旧工事を分掌する建設所、総合管理所、管理所及び事業所管下建設所に係る事務に限る。）の調整等に関する事務	独立行政法人水資源機構上席審議役
理事	小酒井 徹	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	水路事業本部・利根川水系及び荒川水系に係る事	独立行政法人水資源機構上席審議役

			務の調整等に関する事務 (他の理事の所掌に属するものを除く。)	
監事	山梨 恵子	自平成30年9月1日 至令和3事業年度に ついての 財務諸表承認日		(株)ニッセイ基礎研 究所生活研究部 准主 任研究員
監事	山田 廣	自平成30年9月1日 至令和3事業年度に ついての 財務諸表承認日		東京都水道局特命担 当部長

② 会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末現在 1,286 人(前期比 11 人減、0.8%減)であり、平均年齢は 44.3 歳(前期末 44.7 歳)となっています。このうち、国等からの出向者は 55 人、民間からの出向者は 2 人、令和 2 年 3 月 31 日退職者は 40 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

本社、総合技術センター、支社局の保有する実験設備、情報機器等については、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を実施しておりますが、当事業年度の状況は下記のとおりです。

当事業年度中に完成した主要な施設等

電磁波レーダ式探査機(センター)(取得価額:3 百万円)

人事総合システムサーバ(本社)(取得価額:29 百万円)

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	4,838	-	-	4,838
資本金合計	4,838	-	-	4,838

(注)単位未満は四捨五入しています。

② 目的積立金等の状況

前中期目標期間繰越積立金取崩額については、中期計画の積立金の使途において定めた目的に充てるため、平成 30 年 6 月 29 日付けにて主務大臣から承認を受けた 227 億円のうち 3,988 百万円について取り崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
政府交付金	33,212	22.3%
その他の国庫補助金	12,616	8.5%
財政融資資金借入金	7,700	5.2%
民間資金借入	11,300	7.6%
水資源債券	5,000	3.3%
業務収入	76,119	51.0%
受託収入	1,812	1.2%
業務外収入	1,374	0.9%
合計	149,133	

(注)単位未満は四捨五入しています。

令和元年度の収入決算額は、上表のとおり、総額で 149,133 百万円となっていて、業務収入が 51.0%と大きな割合となっています。

業務収入は県や利水者である地方公共団体からの負担金ですが、その内訳は、管理業務にかかるもの、ダム等建設業務にかかるもの、用水路等建設業務にかかるもの及び割賦負担金(※)となっていて、それぞれの金額は下記のとおりです。

- ▶ 管理業務にかかるもの 26,986 百万円
- ▶ ダム等建設業務にかかるもの 37 百万円
- ▶ 用水路等建設業務にかかるもの 4,688 百万円
- ▶ 割賦負担金 44,274 百万円
- ▶ その他 133 百万円

※割賦負担金とは、施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を当法人が立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を当法人へ納付する負担金です。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入は、業務収入、受託収入、業務外収入があります。業務収入は、農業用水の県負担金(12,931 百万円)を控除した 63,188 百万円であり、利水者からの建設業務・管理業務に係る負担金及び割賦負担金です。受託収入は、建設業務・管理業務に附帯する業務や国や地方公共団体のダム建設における施工監理業務等の発注者支援に係る業務に係る収入で、業務外収入で金額の大きいものは管理業務における売電収入です。

詳細については、後述の「9 業務の適正な評価の前提情報」の費用負担の流れ①②をご覧ください。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人におけるダムや用水路などの施設の新築や改築では、動植物の生息・生育環境の改変、資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生などが伴います。また、ダムや用水路などの施設の管理では、周辺環境の変化、貯水池の水質変化、ダム下流河川の環境変化などが伴っていて、さらには事務所活動においても、紙や電気の消費、廃棄物の発生が伴います。

そこで、当法人では、業務を運営するに当たって、環境に配慮すべき基本理念及び基本方針を「環境方針」として策定し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めることとしています。

また、当法人が「環境方針」に基づき実施する環境保全の取組は、持続可能な開発目標(SDGs)の理念や方向性等と共通するものであり、積極的に環境保全に取り組んでいくことでSDGsの達成に貢献していきます。

なお、当法人では、独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を平成 28 年度から全社において運用し、各部門で設定した環境保全の取組を年度内に計画的かつ着実に履行するとともに、各年度の結果を点検し、翌年度計画に反映することで、継続的に取組の改善を行っています。

詳細については、環境報告書をご覧ください。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

内部統制の充実・強化

(1) 適切なリスク管理

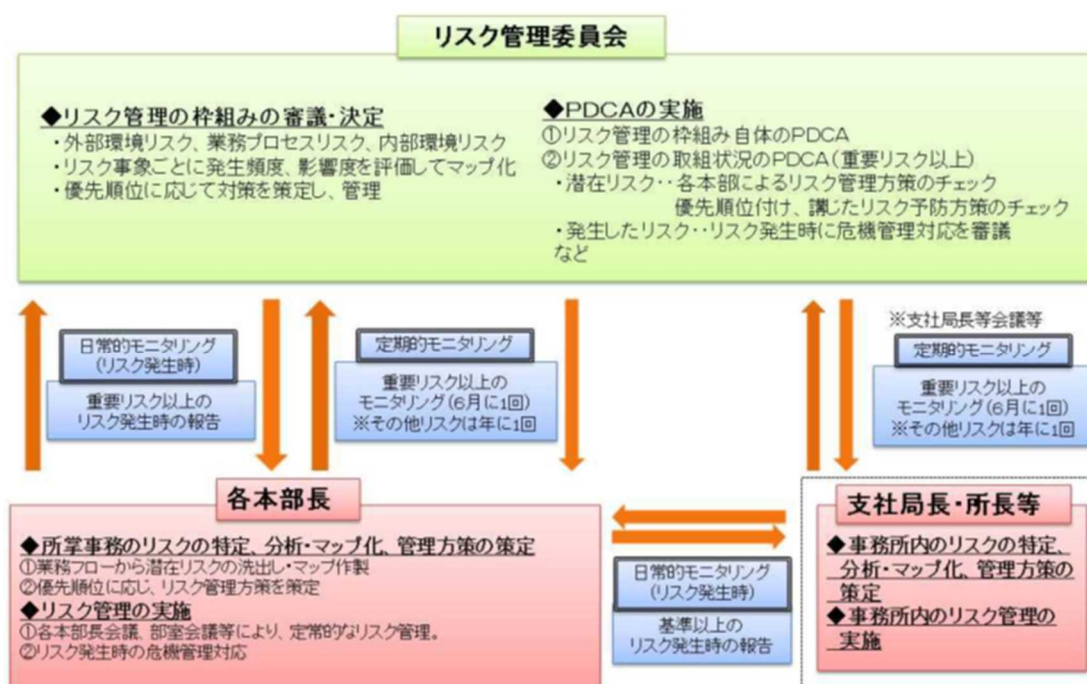
① リスク管理委員会の開催

災害等によりリスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を15回開催しました。

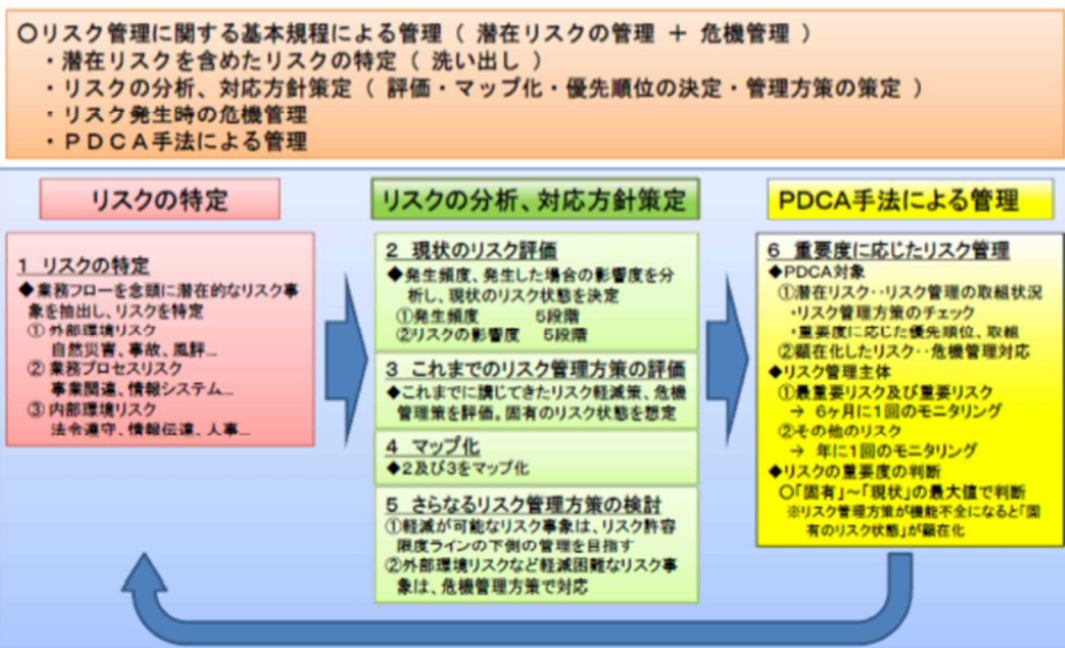
② リスク管理手法の推進

業務の遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスクに対して的確に対応するため、モニタリングを実施し、リスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行い、PDCAサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図るとともに、研修等を実施し更なる浸透を図りました。

➤ リスク管理手法の枠組



➤リスク管理手法の一連の流れ

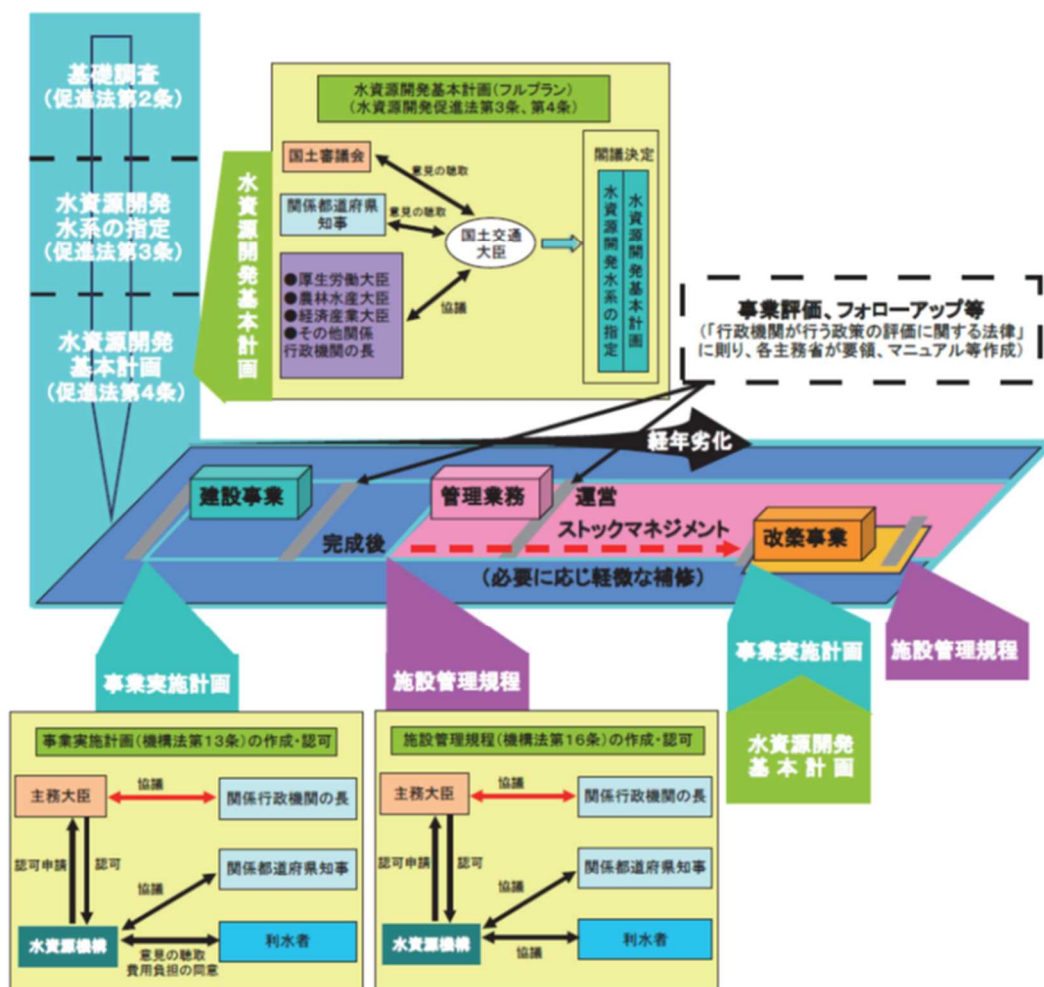


詳細については、業務実績報告書をご覧ください。

9 業績の適正な評価の前提情報

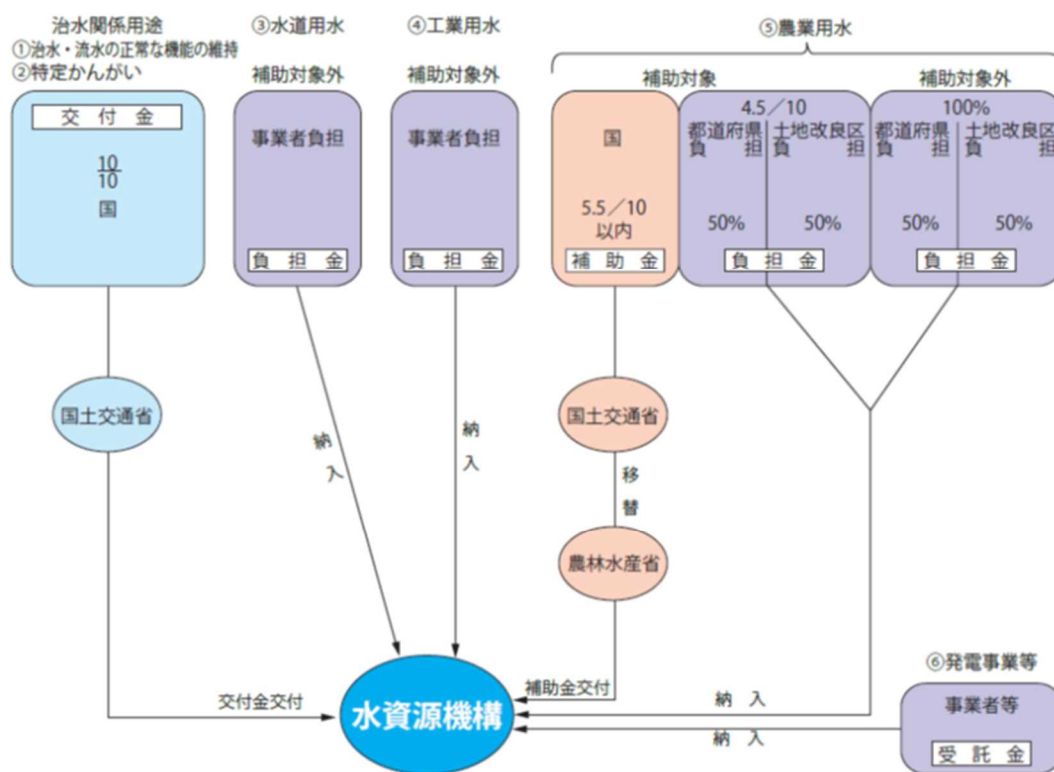
➤ 事業実施の手順

機構の事業は、計画の内容や費用の負担などについて、それぞれの段階の手続きを経て関係行政機関の長、関係都道府県知事、関係利水者等と、協議や意見聴取などを行い、合意形成を図っています。



※図中の「促進法」とは「水資源開発促進法(昭和 36 年法律第 217 号)」を、「機構法」とは「独立行政法人水資源機構法(平成 14 年法律第 182 号)」を示しています。

➤費用負担の流れ②(水資源開発施設等の管理業務)



10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和元年度の業務実績とその自己評価

令和元年度の各業務の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

業務実績報告書及び業務実績自己評価書については、こちらをご覧ください。

令和元年度項目別評定総括表

(単位:百万円)

項目	評定	行政コスト
1 水資源開発施設等の管理業務		114,171
1 安全で良質な水の安定した供給	AQ 重	
2 洪水被害の防止・軽減	AQ 重	
3 危機的状況への的確な対応	AQ 重	
4 施設機能の確保と向上	B	
5 海外調査等業務の適切な実施	A	
6 ダム等建設業務	BO 重	
7 用水路等建設業務	AQ 重	90
2. 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務運営の効率化	B	
3. 財務内容の改善	B	
4. その他の事項		
1 内部統制の充実・強化	B	
2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	A	
3 機構の技術力を活かした支援等	B	
4 広報・広聴活動の充実	B	
5 地域への貢献等	B	
6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B	
法人共通		7,781
合計		122,767

(注1) 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

(注2) 難易度(困難度)を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

(注3) 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

(注4) 評価区分

S: 当法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A: 当法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。

B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 100%以上)。

C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 80%以上 100%未満)。

D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
評定	B	—	—	—
理由	平成 30 年度については、主要と認められる業務の一部に A があるものの、多くの業務について B であり、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、B とした。			

(注) 評価区分

S: 当法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A: 当法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困

難度が「高」とされている場合)。

- B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
- C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
- D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

11 予算と決算の対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額	差額理由
収入				
政府交付金	39,415	33,212	△ 6,203	(注1)
その他の国庫補助金	12,310	12,616	305	
債券・借入金	22,100	24,000	1,900	(注2)
業務収入	77,413	76,119	△ 1,294	
受託収入	2,843	1,812	△ 1,031	(注3)
業務外収入	2,146	1,374	△ 772	(注4)
計	156,227	149,133	△ 7,094	
支出				
業務経費	98,152	88,352	△ 9,800	
施設整備費	312	192	△ 120	(注5)
受託経費	2,471	1,303	△ 1,168	(注6)
借入金等償還	40,016	40,016	0	
支払利息	4,770	4,753	△ 17	
一般管理費	1,706	1,441	△ 265	(注7)
人件費	15,880	14,235	△ 1,645	(注8)
業務外経費	2,514	2,870	356	(注9)
計	165,820	153,162	△ 12,658	

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

予算額と決算額の差額の説明

- (注 1) 翌年度への繰越による減
- (注 2) 前年度からの繰越による増
- (注 3) 受託契約が予定より減少したことによる減
- (注 4) 消費税の還付が皆減となったことによる減
- (注 5) 発注時期見直しによる減
- (注 6) 受託契約が予定より減少したことによる減
- (注 7) 経費縮減による減
- (注 8) 不用による減
- (注 9) 消費税の納付増による増

詳細については、決算報告書をご覧ください。

12 財務諸表

要約した財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	80,891	流動負債	60,480
現金及び預金 (* 1)	32,869	一年内償還予定水資源債券	4,000
有価証券	8,200	一年内返済予定長期借入金	32,841
割賦元金	35,729	その他	23,639
その他	4,093	固定負債	3,342,205
固定資産	3,402,595	資産見返負債	3,066,103
事業用固定資産	2,714,944	資産見返補助金等	2,714,347
一般管理用固定資産	6,680	建設仮勘定見返補助金等	329,661
建設仮勘定	393,193	資産見返仮勘定	22,094
投資その他の資産	287,778	水資源債券	9,000
投資有価証券	11,468	長期借入金	240,858
割賦元金	265,112	退職給付引当金	25,353
長期前払消費税等	10,427	その他	892
その他	770	負債合計	3,402,686
		純資産の部 (* 2)	
		資本金	4,838
		資本剰余金	△ 1,843
		利益剰余金	77,806
		純資産合計	80,800
資産合計	3,483,486	負債・純資産合計	3,483,486

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

区分	金額
損益計算書上の費用合計	120,986
経常費用 (* 3)	119,734
臨時損失 (* 4)	1,252
その他行政コスト (* 5)	283
減価償却相当額	280
除売却差額相当額	3
行政コスト	121,269

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用 (A) (* 3)	119,734
管理業務費	35,378
受託業務費	1,108
災害復旧事業費	563
海外調査等業務費	104
建設事業費	398
一般管理費	2,835
事業用固定資産減価償却費等	74,830
財務費用	4,519
その他	0
経常収益 (B)	118,011
受託収入	1,120
補助金等収益	33,160
災害復旧事業収入	563
海外調査等業務収入	30
管理雑収入	938
資産見返補助金等戻入	74,790
賞与引当金見返に係る収益	539
財務収益	6,858
その他	14
臨時損益 (C)	-
臨時損失 (* 4)	1,252
臨時利益	1,252
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (D)	3,988
当期総利益 (B-A+C+D) (* 6)	2,264

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	4,838	△ 1,626	79,622	82,833
当期変動額		△ 217	△ 1,816	△ 2,033
その他行政コスト (* 5)		△ 283		△ 283
当期総利益 (* 6)			2,264	2,264
その他		66	△ 4,080	△ 4,014
当期末残高 (* 2)	4,838	△ 1,843	77,806	80,800

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	13,454
事業用固定資産の取得による支出	△ 56,844
管理業務支出	△ 28,477
人件費支出	△ 14,679
補助金等収入	77,351
割賦負担金収入	37,664
その他の支出	△ 11,961
その他の収入	10,401
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	6,152
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 16,310
IV 資金に係る換算差額 (D)	-
V 資金増加額 (E = A + B + C + D)	3,297
VI 資金期首残高 (F)	29,572
VII 資金期末残高 (G = E + F) (*1)	32,869

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

詳細については、財務諸表をご覧ください。

13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和元事業年度末の資産合計額は、3兆4,835億円となっており、その大部分は事業用固定資産(2兆7,149億円)であり、これは完成したダム・用水路施設の現在価額です。事業用固定資産はダム等建設業務、用水路等建設業務の完成に伴い計上され、時の経過とともに、減価償却により減額していきます。次に大きな金額が計上されているのが、建設仮勘定(3,932億円)でダム等建設業務、用水路等建設業務の実施累計額などが計上されています。建設仮勘定は建設業務の進捗に従って増となり、事業完了により減となります。また、建設業務のうち利水者負担分を機構が立て替えて実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を機構へ納付する負担金である割賦負担金の残高(元金分)については割賦元金に計上されていて、流動資産と固定資産の合計額は3,008億円となっています。

負債合計額は、3兆4,027億円となっており、そのうち資産見返負債が3兆661億円と大部分を占めています。資産見返補助金等は事業用固定資産の取得財源として国・利水者等から補助金等を受け入れたときに計上される科目です。建設業務において利水者に代わり投下した借入金等(長期借入金と水資源債券)は、流動負債と固定負債の合計で2,867億円となっています。

純資産合計額は、808億円となっており、その大部分は利益剰余金(778億円)です。利益剰余金は、(2)で後述するとおり、割賦負担金制度が要因で計上されています。

② 行政コスト計算書

令和元事業年度の行政コストの合計額は、1,213億円となっており、その大部分は経常費用(1,197億円)となっています。経常費用については管理業務に要した経費の管理業務費などが計上されていますが、基本的には、国や利水者からの補助金等収益などで賄われる構造となっています。

③ 損益計算書

経常費用(1,197億円)が経常収益(1,180億円)を上回っており、経常損失及び当期純損失(17億円)計上となりましたが、経常費用には、独立行政法人水資源機構法第31条第1項の承認を受けている積立金を財源とした費用が含まれていることから、前中期目標期間繰越積立金取崩額を同額(40億円)計上することになり、結果として当期総利益が23億円となりました。当期総利益は、主に割賦負担金の受取利息である財務収益と、借入金等の支払利息である財務費用の差に相当します。

④ 純資産変動計算書

純資産については、期首から 20 億円の減額となっています。利益剰余金が 18 億円減となっているのがその要因です。利益剰余金については、当期総利益を上回る積立金の取崩しがあったため、減となっています。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

当法人の通常業務の資金の動きを示す業務活動によるキャッシュ・フローは、割賦負担金収入が含まれることから、通常はプラスとなります。令和元事業年度は、積立金を財源とする経費や自己資金を立て替えて工事を実施する特定事業先行調整費制度(※)の活用もあって、プラスの額が例年に比べ小さくなっています。(P39 主要な財務データの経年比較参照)

※特定事業先行調整費制度

令和元事業年度に小石原川ダム建設事業の計画的かつ的確な実施を図るため、当該事業における国からの交付金・補助金に代え、機構が資金を支弁し、交付金・補助金については後年度回収する制度

(2) 当法人の利益剰余金について

当法人の建設事業では、治水事業に必要な資金は、国から交付金が交付されており、また、水道・工業・農業用水の利水事業に必要な資金は、その一部は国から補助金が交付されるとともに、残余の利水者負担部分については、当機構が利水者に代わり財政融資資金などからの借入金及び水資源債券の発行によって調達する資金、又は建設中に毎年度利水者が支払う建設負担金により賄われています。

利水者に代わり当機構が調達した資金は、最終的に建設事業完了後に利水者から割賦負担金として回収されますが、当機構の借入金又は水資源債券の返済条件と割賦負担金の回収条件には、以下のような相違があります。

財政融資資金からの借入金は、25 年元金均等払い(借入後5年据置き)、水資源債券は、3年満期一括償還であるのに対して、割賦負担金の回収条件の大半は基本的に 23 年元利均等払いとなっています(なお、当法人移行後の割賦負担金の回収条件は、当機構と利水者で協議することとなっています)。

これらの要因により、当法人の債務返済期間の前半は借換えが必要となります。この債務返済期間の前半の借換えが当法人の割賦負担金制度における金利変動リスクとなります。

しかし、長期にわたる低金利の影響もあり、受取利息が支払利息を上回っているため利益が生じ、この結果利益剰余金が積み上がっており、これに由来する現預金を借換えに充当することで、現状では借換えを行っていません。

当法人は独立行政法人通則法第 44 条に基づき、毎事業年度に生じた利益を積立金として整理し、引き続きこれに由来する現預金を借換えに充当していくことで、経営成績に大きな

影響を及ぼす可能性のある将来の金利変動等に備えていきます。

なお、積立金については、独立行政法人水資源機構法第 31 条に基づき主務大臣による承認を受けた上で、同法第 12 条に規定する業務の財源として活用することにより減少することになります。

14 内部統制の運用に関する事項(内部統制システムの運用状況など)

当法人では、内部統制の充実・強化を図るため、中期計画において、13 項目の取組を設定し、以下の取組を行っています。

詳細については、業務実績報告書をご覧ください。

(1)適切なリスク管理

前述の「8 業務運営上の課題及びその対応策」をご覧ください。

(2)コンプライアンスの推進

コンプライアンスの更なる推進を図るため、コンプライアンス推進月間を中心に全職員に対するコンプライアンスアンケートの実施、本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を開催しました。

倫理委員会を開催し、コンプライアンスの取組状況やコンプライアンス推進月間における取組等についての報告・審議等を行いました。

内部統制に関する資料等の機構内LANのコンプライアンス掲示板への掲示、メルマガ1分豆知識の配信等を行うとともに、コンプライアンス推進責任者の活動支援として、民間企業が提供するコンプライアンス、ハラスメント等のビデオ配信サービスを本社、支社局及び事務所における職員研修に活用しました。

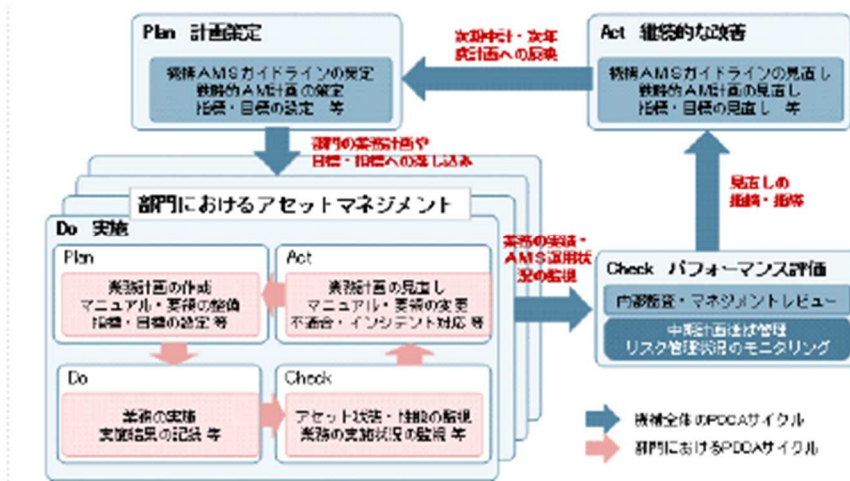
(3)業務執行及び組織管理・運営

原則、毎週月曜日に役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行いました。さらに、役員会での審議・報告の結果については、支社局長等及び本社部室長等に伝達し、機構内の情報共有を図りました。

(4)業務成果の向上

年度途中における目標の達成状況を 2 回確認し、その結果を役員会にて報告するとともに、水資源機構AMSを活用してPDCA サイクルの適切な運用を行い継続的な業務改善を図りました。さらに、平成 28 年度に ISO55001 を認証取得した水資源機構AMSについては、効率化による継続を図り、第三者認証機関による更新審査を7月に受審し承認を受け、継続して取り組みます。

(参考)水資源機構アセットマネジメントシステム(イメージ)



(5) 監査の実施

内部統制の強化と説明責任の向上を図るため、監事及び会計監査人による監査を受けました。また、監事機能の万全な発現や内部監査の実効性の確保に取り組みました。

(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保

入札契約制度における競争性や透明性を確保するため、一般競争入札を基本とした発注、随意契約の厳格な運用など、一層の競争性の確保に努めるとともに、監事監査におけるチェック、入札等監視委員会の監視・審査等を受けました。

また、「公共調達適正化について」に基づき、入札結果等をウェブサイトにて毎月公表しました。

(7) 談合防止対策の徹底

談合防止対策を推進するため、事業者との応接方法や不当な働きかけを受けた場合の対応方法等を定めた「発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアル」等の周知徹底を図るとともに、新任管理職研修等で談合防止に係る講義を実施しました。また、適正な入札執行に向けた取組状況について、倫理委員会に報告し、点検を受けました。

(8) 情報セキュリティの対策の推進

情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる不正プログラム監視、OS、アプリケーションソフトなどの脆弱性に対応した修正プログラムの自動配布、USB デバイスの接続制限、ライセンス管理を継続して行うとともに、情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査を行

い、情報セキュリティポリシーに沿った包括的な対策を図ることで事務従事者の情報セキュリティに対する意識向上と業務の継続性を確保しました。

セキュリティインシデントへの対応については、令和元年度末、新たに外部メール送信対策ソフトを導入し再発防止を図りました。

(9) 法人文書管理の徹底・強化

電子決裁の全社導入による文書管理の効率化、現場事務所における主任文書管理者の指導による文書管理者の重点的な点検の実施、文書整理月間における全職員への研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図りました。

(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

関連法人との関係の透明性を確保するため、関連法人の役員への再就職の状況について、ウェブサイトで公表しました。

令和元年度は、機構からの発注額が売上高の 3 分の 1 以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については該当がなかったが、今後、該当があった場合には、関連法人との関係についての透明性を確保するため、情報を公開します。

(11) 環境マネジメントシステム(W-EMS)の推進

全社において機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を適切に運用し、環境保全の取組を着実に推進しました。

(参考)W-EMS について

W-EMS は、以前に認証取得していた国際規格 ISO14001 の環境マネジメントシステム(EMS=Environmental Management System)の運用で得られたノウハウ等を踏まえ、機構の業務運営に即して再構築した独自のシステムです。W-EMS では、「水資源機構環境行動計画」の取組事項の中から、各事務所が実施すべき環境保全の取組を選択し、その取組を目的目標・実施計画シートにより管理しています。

現在、全社(38 部門)で W-EMS を運用していて、PDCA サイクルによる確実な目標管理と継続的改善を図ることにより、環境保全の取組を着実に推進しています。

(12)地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの排出削減

地球温暖化対策実行計画に定めた温室効果ガスの排出削減等の取組を推進しました。また、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を的確に実施するなど、温室効果ガスの排出削減の取組を推進しました。

(13)環境物品等の調達

環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるため、令和元年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成するとともに、特定調達品目については、基準を満たしたものを100%調達しました。

15 法人の基本情報

(1)沿革

平成 15 年 10 月に独立行政法人として設立されていますが、設立までの沿革は次のとおりです。

昭和36年11月	水資源開発促進法 公布施行
	水資源開発公団法 公布（昭和37年2月施行）
昭和37年4月	利根川水系及び淀川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
5月	水資源開発公団 設立
8月	「利根川水系水資源開発基本計画」決定
	「淀川水系水資源開発基本計画」決定
10月	「全国総合開発計画」閣議決定
昭和39年10月	筑後川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
昭和40年6月	木曾川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
昭和41年2月	「筑後川水系水資源開発基本計画」決定
11月	吉野川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
昭和42年3月	「吉野川水系水資源開発基本計画」決定
昭和43年10月	愛知用水公団を統合
	「木曾川水系水資源開発基本計画」決定
昭和44年5月	「新全国総合開発計画」閣議決定
昭和49年12月	荒川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
昭和51年4月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」決定
昭和52年11月	「第三次全国総合開発計画」閣議決定
昭和62年6月	「第四次全国総合開発計画」閣議決定
10月	国土庁「全国総合水資源計画」（ウォータープラン2000）策定
平成2年2月	豊川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定される。
5月	「豊川水系水資源開発基本計画」決定
平成10年3月	「21世紀の国土のグランドデザイン（第五次全国総合開発計画）」閣議決定
平成11年6月	国土庁「全国総合水資源計画」（ウォータープラン21）策定
平成13年12月	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
平成14年12月	独立行政法人水資源機構法 公布施行
平成15年10月	独立行政法人水資源機構設立

また、独立行政法人移行後の沿革は次のとおりです。

平成14年12月	独立行政法人水資源機構法 公布施行
平成15年10月	独立行政法人水資源機構 設立
	独立行政法人水資源機構法施行令 公布施行
	国土交通省より第1期中期目標の指示
	第1期中期計画策定
12月	独立行政法人水資源機構業務方法書の制定
平成16年6月	戸倉ダム建設中止方針決定
平成17年3月	「木曾川水系水資源開発基本計画」全部変更
	房総導水路竣工 愛知用水二期（水路施設）竣工
4月	「筑後川水系水資源開発基本計画」全部変更
	両筑平野用水二期の機構事業化
平成18年2月	「豊川水系水資源開発基本計画」全部変更
3月	香川用水施設緊急改築（共用施設）竣工
平成19年3月	愛知用水二期（牧尾ダムに係るもの）竣工
平成20年1月	豊川用水二期（大規模地震対策、石綿管除去対策）の機構事業化
2月	国土交通省より第2期中期目標の指示
3月	第2期中期計画策定
	徳山ダム竣工
6月	「豊川水系水資源開発基本計画」一部変更
	「木曾川水系水資源開発基本計画」一部変更
	木曾川水系連絡導水路の機構事業化
7月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成21年3月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」一部変更
	「木曾川水系水資源開発基本計画」一部変更
	木曾川右岸施設緊急改築の機構事業化
	印旛沼開発施設緊急改築竣工 香川用水施設緊急改築（水道専用施設）竣工
平成22年3月	群馬用水施設緊急改築竣工
平成23年3月	滝沢ダム竣工
平成25年2月	「筑後川水系水資源開発基本計画」一部変更
平成25年3月	福岡導水、大山ダム竣工
	国土交通省より第3期中期計画目標の指示
	第3期中期計画策定
平成26年8月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」一部変更
平成26年12月	群馬用水緊急改築及び房総導水路緊急改築の機構事業化
平成27年2月	利根導水路大規模地震対策の機構事業化
平成27年3月	木曾川右岸施設緊急改築竣工

(2) 設立根拠法 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）

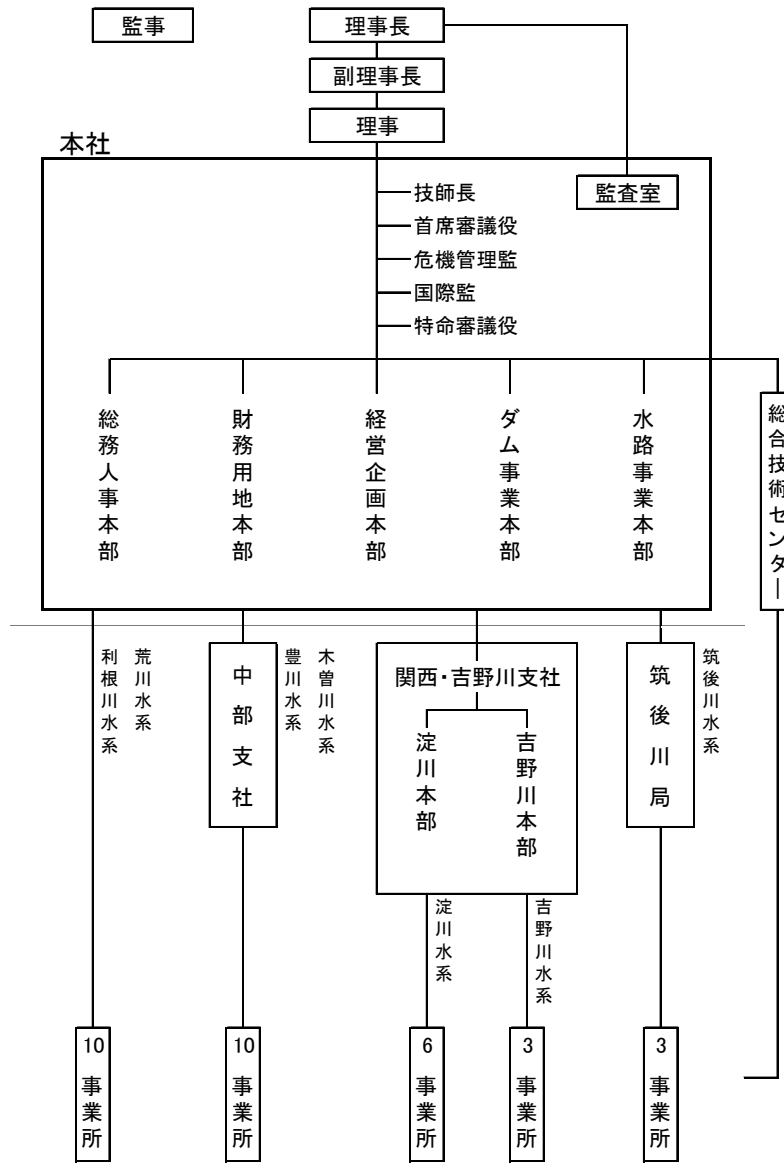
(3) 主務大臣

「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」(1)ガバナンスの状況①主務大臣をご覧ください。

(4) 組織図

2. 令和元年度 独立行政法人水資源機構 組織図

(令和2年3月31日現在)



※事業所とは、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、管理所の総称

(5) 事務所の所在地

主たる事務所

埼玉県さいたま市中央区新都心 11 番地 2 ランド・アクシス・タワー内

従たる事務所

愛知県名古屋市三の丸一丁目 2 番 1 号 (中部支社)

大阪府大阪市中央区上町 A 番 12 号 (関西・吉野川支社)

埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地 (総合技術センター)

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

「公益財団法人愛知・豊川用水振興協会」が関連公益法人等に該当しており、所要の情報を財務諸表の附属明細書にて開示しております。(財務諸表 35 ページ)

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
資産	3,797,677	3,649,627	3,578,691	3,525,748	3,483,486
負債	3,718,322	3,573,101	3,493,890	3,442,915	3,402,686
純資産	79,354	76,525	84,801	82,833	80,800
行政コスト	-	-	-	-	121,269
経常費用	137,838	119,107	123,260	118,860	119,734
経常収益	127,809	118,857	119,524	117,820	118,011
当期総利益	2,441	3,511	20,448	2,513	2,264
業務活動によるキャッシュ・フロー	21,222	35,472	37,148	18,206	13,454
投資活動によるキャッシュ・フロー	76,274	△ 3,039	△ 7,915	11,794	6,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 57,448	△ 42,360	△ 40,508	△ 27,686	△ 16,310
資金期末残高	48,459	38,532	27,257	29,572	32,869

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

令和2事業年度予算

(単位：百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
収入					
政府交付金	9,477	26,243	-	174	35,894
その他の国庫補助金	3,021	1,793	6,994	-	11,808
財政融資資金借入金	-	637	1,371	992	3,000
水資源債券	-	1,062	2,284	1,653	5,000
業務収入	28,286	52	5,588	43,956	77,882
受託収入	1,004	514	302	227	2,047
業務外収入	743	11	5	1,215	1,973
計	42,531	30,312	16,543	48,218	137,604
支出					
業務経費	32,596	24,393	12,792	1,384	71,165
管理業務関係経費	31,861	-	-	-	31,861
建設業務関係経費	-	24,393	12,792	-	37,185
その他業務経費	734	-	-	1,384	2,118
施設整備費	-	-	-	550	550
受託経費	925	512	300	41	1,778
借入金等償還	-	-	-	36,841	36,841
支払利息	-	109	42	3,865	4,015
一般管理費	812	449	315	112	1,688
人件費	9,001	2,295	2,051	2,602	15,949
業務外経費	154	-	-	1,947	2,101
計	43,488	27,758	15,500	47,341	134,086

注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(人件費の見積り)

令和2年度においては総額12,103百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

令和2事業年度資金計画

(単位：百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	43,488	27,758	15,500	9,950	96,695
建設業務支出	-	24,393	12,792	-	37,185
管理業務支出	31,861	-	-	-	31,861
受託業務支出	925	512	300	41	1,778
人件費支出	9,001	2,295	2,051	2,602	15,949
その他の業務支出	1,700	558	357	7,307	9,922
投資活動による支出	-	-	-	550	550
施設整備費支出	-	-	-	550	550
財務活動による支出	-	-	-	36,841	36,841
借入金の返済による支出	-	-	-	32,841	32,841
債券の償還による支出	-	-	-	4,000	4,000
翌年度への繰越金	438	-	-	14,359	14,797
資金収入					
業務活動による収入	42,531	28,613	12,888	45,572	129,604
政府交付金収入	9,477	26,243	-	174	35,894
国庫補助金収入	3,021	1,793	6,994	-	11,808
負担金収入	28,286	52	5,588	37,892	71,818
受託業務収入	1,004	514	302	227	2,047
その他の収入	743	11	5	7,279	8,037
財務活動による収入	-	1,700	3,655	2,646	8,000
借入れによる収入	-	637	1,371	992	3,000
債券の発行による収入	-	1,062	2,284	1,653	5,000
前期よりの繰越金	654	-	-	10,625	11,279

注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2事業年度収支計画

(単位：百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	115,034	1,132	709	8,157	125,033
管理業務費	37,522	-	-	-	37,522
受託業務費	862	468	274	206	1,810
海外調査等業務費	177	-	-	-	177
建設事業費	-	665	435	-	1,100
一般管理費	-	-	-	4,111	4,111
減価償却費	76,472	-	-	-	76,472
財務費用	-	-	-	3,840	3,840
収益の部					
経常収益	113,400	1,132	709	6,100	121,342
受託収入	862	468	274	206	1,810
補助金等収益	35,473	512	-	-	35,984
海外調査等業務収入	51	-	-	-	51
資産見返補助金等戻入	76,437	-	-	-	76,437
建設仮勘定見返補助金等戻入	-	147	435	-	582
賞与引当金に係る収益	520	6	-	-	526
財務収益	58	-	-	5,894	5,951
純利益(△純損失)	△ 1,634	-	-	△ 2,057	△ 3,691
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,656	-	-	3,990	5,646
総利益	23	-	-	1,933	1,955

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

予算、収支計画及び資金計画は令和2年3月30日に届け出したものです。

詳細については、[年度計画をご覧ください。](#)

16 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に
期限の到来しない預金を除くもの

有価証券：満期保有目的で保有する有価証券（地方債等）であって、一年以内に満期
の到来するもの

割賦元金（流動資産）：施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を機構が
立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を機構へ
納付する負担金で、一年以内に回収されるもの

その他（流動資産）：受託業務支出金、未収収益、未収金、賞与引当金見返等

事業用固定資産：固定資産のうち独立行政法人水資源機構法第2条第2項に規定す
る水資源開発施設及び同条第3項に規定する愛知豊川用水施設（こ
れらに附帯する施設を含む。）に係るもの

一般管理用固定資産：固定資産のうち本社支社局等で保有する有形固定資産及び無
形固定資産

建設仮勘定：施設の新築・改築に要した額（未完成のもの）等

投資有価証券：満期保有目的で保有する有価証券（地方債等）（流動資産に計上され
るものを除く。）

割賦元金（固定資産）：施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を機構が
立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を機構へ
納付する負担金（流動資産に計上されるものを除く。）

長期前払消費税等：建設事業に係る控除対象外消費税

その他（固定資産）：敷金・保証金等

一年内償還予定水資源債券：水資源債券のうち一年以内に償還されるもの

一年内返済予定長期借入金：長期借入金のうち一年以内に返済されるもの

その他（流動負債）：預り補助金等、未払金、未払費用、賞与引当金等

資産見返補助金等：補助金等を財源として事業用固定資産を取得した場合に計上され
る負債

建設仮勘定見返補助金等：建設期間中に受け入れた補助金等

資産見返仮勘定：建設期間中において、利水者の負担に帰すべきものとして負担者及
び金額が確定したときの割賦元金相当額（建設利息を除く）

水資源債券・長期借入金：建設事業の資金調達等のため機構が発行する債券及び借
り入れた長期借入金（流動負債に計上されるものを除く。）

退職給付引当金：将来、支出される退職手当や年金給付のうち、当期末までに発生し
ていると認められる額を計上

その他(固定負債):長期預り補助金等、受託事業前受金等

資本金:政府からの出資金

資本剰余金:独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの(資本金除く。)

利益剰余金:独立行政法人の業務に関連した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用合計:損益計算書における経常費用と臨時損失の合計額

その他行政コスト:政府出資金や積立金を財源として取得した資産(財産的基礎を構成するもの)の減少に対応する、独立行政法人の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト:独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

管理業務費:管理業務に要した費用

受託業務費:受託業務に要した費用

災害復旧事業費:災害復旧事業に要した費用

海外調査等業務費:独立行政法人水資源機構法第12条第2項に規定する海外調査等業務に要した費用

建設事業費:建設事業の完了に伴い計上される費用等

一般管理費:本社支社局等の費用(建設・管理等へ配賦されたものは含まない。)

事業用固定資産減価償却費等:事業用固定資産の減価償却費及び除却費

財務費用:借入金、債券の支払利息、債券の発行に要する費用

その他(経常費用):寄附金事業費

受託収入:受託業務に係る収益

補助金等収益:管理業務等に係る収益

災害復旧事業収入:災害復旧事業に係る収益

海外調査等業務収入:海外調査等業務に係る収益

管理雑収入:管理業務に係る雑収入

資産見返補助金等戻入:事業用固定資産減価償却費等に対応して資産見返補助金等を取り崩して収益化するもの

賞与引当金見返に係る収益:賞与引当金繰入に係る収益

財務収益:受取利息

その他(経常収益):雑益

臨時損失:固定資産売却損、減損損失、国庫納付金、会計基準改訂に伴う賞与引当

金繰入

臨時利益: 資産見返補助金等戻入、建設仮勘定見返補助金等戻入、賞与引当金見返に係る収益

④ 純資産変動計算書

当期末残高: 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー: 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの提供等のための支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、一般管理用固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー: 債券の発行・償還及び借入金の借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

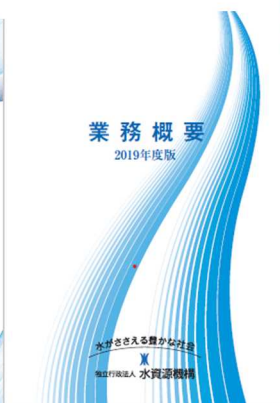
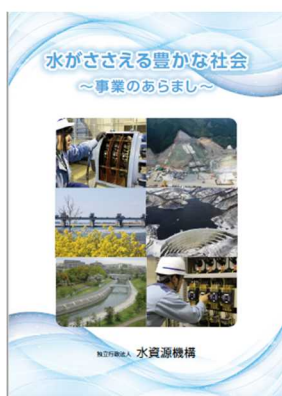
ホームページでは、水資源機構の業務内容の紹介、各種イベント等の募集のほか、業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

水資源機構のホームページについては、こちらをご覧ください。

▶パンフレット

▶パンフレット(資料編)

▶広報誌



▶環境報告書



これらのパンフレットについてはこちらからご覧いただけます。(各事務所のものをあります。)

▶SNSのご案内

Facebook

水資源機構の管理する施設の役割や魅力のほか、各現場から届く桜や紅葉などの季節の見どころ、周辺の行楽情報などを配信中です♪

経済者に水資源機構の仕事を知ってもらうため、平成29年度新規採用職員を紹介も配信中ですので、ぜひご覧ください!



Twitter

ダムカードの最新情報(新ダムカード、バージョンアップなど)、施設見学会などのイベント予告、ダム点検放流、新作ダムカレの販売開始のお知らせなど様々な情報を、現在本社と現場事務所合わせて全19アカウントで配信中です♪各地方の情報をリアルタイムでキャッチできます!



YouTube

例年多くの方に見学に来て頂いている矢木沢ダムの迫力ある点検放流の様子や、上空からマルチコプターで撮影したダムや水路の美しい映像、サケやアユが魚道を勢いよく遊上する様子など、様々な動画を配信中です♪

